

香芝市告示第63号

香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱の一部を改正する要綱

香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱（令和7年告示第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>香芝市軽自動車税減免事務取扱要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市税条例（昭和32年条例第2号。以下「条例」という。）第89条及び第90条に規定する<u>軽自動車税</u>の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免申請書の様式）</p> <p>第5条 条例第89条第2項に規定する申請書は、<u>公益に係る軽自動車税減免申請書</u>（別記様式）とする。</p> <p>（減免の額）</p> <p>第7条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による減免の額は、<u>軽自動車税</u>の全額とする。</p> <p>（減免の継続）</p> <p>第9条 <u>市長は、前年度において、条例第89条第1項の規定による軽自動車税の減免を受けた納税義務者について、当該年度の賦課期日に前年度に課税された軽自動車等と同一の車両を所有し、その事由が消滅していないと認めるときは、当該年度と同条第2項の申請書が提出されたものとみなし、引き続き同条第1項の規定により軽自動車税を減免することができるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市税条例（昭和32年条例第2号。以下「条例」という。）第89条及び第90条に規定する<u>種別割</u>の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免申請書の様式）</p> <p>第5条 条例第89条第2項に規定する申請書は、<u>公益に係る軽自動車税（種別割）減免申請書</u>（別記様式）とする。</p> <p>（減免の額）</p> <p>第7条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による減免の額は、<u>種別割</u>の全額とする。</p> <p>（減免の継続）</p> <p>第9条 前年度において、条例第89条第1項の規定による<u>種別割</u>の減免を受けた納税義務者について、当該年度の賦課期日に前年度に課税された軽自動車等と同一の車両を所有し、その事由が消滅していないと<u>市長が認めるときは、当該年度と同条第2項の申請書を提出したものとみなし、引き続き同条第1項の規定による種別割の減免を行うことができる。</u></p>

改正案	現 行
2 前項の規定は、条例第90条第1項の規定によって <u>軽自動車税</u> の減免を受けている者について準用する。この場合において、前項中「第89条第1項」とあるのは「第90条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「同条第2項及び第4項」と読み替えるものとする。	2 前項の規定は、条例第90条第1項の規定によって <u>種別割</u> の減免を受けている者について準用する。この場合において、前項中「第89条第1項」とあるのは「第90条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「同条第2項及び第4項」と読み替えるものとする。

改 正 案

別表（第3条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表

[略]

別表（第3条関係）

身体障害者等に係る種別割の減免認定基準表

[略]

改 正 案

別記様式（第5条関係）

公益に係る軽自動車税減免申請書

[略]

軽自動車税の減免を受けたいので、香芝市税条例第89条第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

別記様式（第5条関係）

公益に係る軽自動車税（種別割）減免申請書

[略]

軽自動車税（種別割）の減免を受けたいので、香芝市税条例第89条第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

改 正 案

[略]

今般、別添の自動車検査証記載の軽自動車の軽自動車税の減免について、申請の事由のとおりであり、専用使用に際して、承諾しています。

[略]

今般、別添の自動車検査証記載の軽自動車の軽自動車税(種別割)の減免について、申請の事由のとおりであり、専用使用に際して、承諾しています。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市軽自動車税減免事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税に係る減免の申請について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割に係る減免の申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱の規定により軽自動車税の種別割に係る減免の申請をしている者は、新要綱の規定により軽自動車税に係る減免の申請をしている者とみなす。

(令和8年度における減免の継続に関する特例)

4 令和8年度における新要綱第9条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用については、同条第1項中「軽自動車税の」とあるのは、「種別割の」と読み替えるものとする。